

平成25年第9回（9月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成25年9月10日(火)
開会10時00分 閉会10時48分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	矢頭 道雄
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	
高原 孝幸	是木 則幸

欠席委員の氏名 奥家 信弘

若山 清敏

4. 付議事項

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 3件

議案第19号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成25年第9回総会を開催いたします。本日は若山委員より都合により欠席の連絡をいただいておりますので委員14名での開催となります。また、事務局長の大塚が議会本会議と重複のため欠席させていただきます。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
是木会長	<p>皆さんおはようございます。朝晩はいくらか涼しい天候となっておりますが日中はまだまだ暑くあります。そろそろ稲刈りがはじまりますが皆様においても体に十分に気をつけて今年の収穫が無事に終わっていただきたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまから平成25年第9回9月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人に</p>

	<p>は矢頭委員、恒成委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。</p> <p>今回は3件の申請があるようですが、このうち1件につきましては、T委員に関する事案となりますので農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>(T委員退室後)</p> <p>それでは事務局より逐次説明をお願いします。</p> <p>「議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。先ず番号1の説明です。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字今吉312番地2 田 35㎡ 譲渡人：春日市小倉東〇丁目〇〇番地 N. K 譲受人：吉富町大字今吉〇〇〇番地 T. K 転用理由：敷地の拡張</p> <p>(その他議案内容朗読)</p> <p>平成24年2月の農振除外会議で除外申請がなされ、平成24年6月に県よりの許可が下りている案件です。</p> <p>農地区分については、隣接地との同一事業であることから第1種の例外規定の農地であると判断されます。</p> <p>それと、この土地は今後今吉308番地5との交換ということでの申請となっています。</p> <p>よろしくご審議願います。</p>
事務局	
是木会長	<p>それでは、地元委員の瀬口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
瀬口委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。Nさんの進入口との交換でTさんの貸家の敷地の拡張ということなので何ら問題はありません。</p>
是木会長	<p>瀬口委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第18号-1については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、議案第18号-1に関しては承認することと決めます。</p> <p>では、議事参与の制限により、退室をお願いしておりましたT委員には入室、着席をお願いします。</p> <p>(T委員着席後)</p>

事務局	<p>続きまして、議案18号—2について事務局より説明をお願いします。</p> <p>次に番号2の説明です。この案件は、この農地の使用貸借権設定を行うための許可申請案件です。</p> <table border="0"> <tr> <td>申請農地：吉富町大字幸子423番地</td> <td>田</td> <td>512㎡</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字幸子421番地3</td> <td>田</td> <td>17㎡</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字幸子421番地5</td> <td>田</td> <td>74㎡</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字幸子422番地</td> <td>田</td> <td>17㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>620㎡</td> </tr> </table> <p>譲渡人：吉富町大字幸子〇〇〇番地〇 Y. S 譲受人：京都府舞鶴市〇〇〇〇番地〇 Y. T 転用理由：自己住宅建築及び駐車場 (その他議案内容朗読)</p> <p>農地区分については宅地化の状況が著しい区域に近接し、かつ、10ha未満の農地であることから第2種要件の農地であると判断されます。</p> <p>YさんはYさんの娘婿さんですので、今度吉富町でこの土地を借りて住宅建築をするみたいです。20年間の使用貸借権の契約を結ばれています。</p> <p>よろしくご審議願います。</p>	申請農地：吉富町大字幸子423番地	田	512㎡	吉富町大字幸子421番地3	田	17㎡	吉富町大字幸子421番地5	田	74㎡	吉富町大字幸子422番地	田	17㎡	合 計		620㎡
申請農地：吉富町大字幸子423番地	田	512㎡														
吉富町大字幸子421番地3	田	17㎡														
吉富町大字幸子421番地5	田	74㎡														
吉富町大字幸子422番地	田	17㎡														
合 計		620㎡														
是木会長	<p>それでは、地元委員の賀部委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>															
賀部委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。娘婿さんが定年を期にこちらへ家を建築するそうです。隣地の承諾もありますし、排水についても、合併処理浄化槽で処理するということですので、問題ないと思われま。</p>															
是木会長	<p>賀部委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>															
各委員	<p>(質疑なし)</p>															
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第18号—2については承認することにご異議はございませんか。</p>															
各委員	<p>(異議なし)</p>															
是木会長	<p>では、議案第18号—2に関しましては承認することと決めます。</p>															
事務局	<p>続きまして、議案18号—3について事務局より説明をお願いします。</p> <p>次に番号3の説明です。この案件は、この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <table border="0"> <tr> <td>申請農地：吉富町大字幸子335番地2</td> <td>畑</td> <td>374㎡</td> </tr> </table> <p>譲渡人：中津市〇〇〇〇番地 T. Y(持分2分の1) 中津市〇〇町〇〇番地〇 T. H(持分2分の1)</p>	申請農地：吉富町大字幸子335番地2	畑	374㎡												
申請農地：吉富町大字幸子335番地2	畑	374㎡														

	<p>譲受人：吉富町大字小犬丸〇〇〇番地〇 〇. N 転用理由：自己住宅建築 (その他議案内容朗読)</p>
是木会長	<p>農地区分については、第1種低層住居専用地域内です。第2種要件の農地であると判断されます。 よろしくご審議願います。</p>
賀部委員	<p>それでは、地元委員の賀部委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします ただ今の事務局の説明のとおりでございます。この周辺は何年か前に道路が造られ造成されている場所です。排水については、合併処理浄化槽で処理するということですので、水路に排水を流しても問題ないと思われます。</p>
是木会長	<p>賀部委員並びに事務局より説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第18号-3については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、議案第18号-3に関しましては承認することと決めます。 これにより「議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」3箇所とも承認することとします。続きまして、「議案第19号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「吉富町農業振興地域整備計画の変更について」ですが、これは、5条申請に向けての除外申請1件が町へ提出され、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。 土地の所在 : 吉富町大字小犬丸498番地1の一部 田 330㎡ 計画変更の目的：一般住宅1棟建設 (他資料内容朗読説明) この農地の所有者であるUさんの息子さん家が建てるための除外申請です。 当地は小犬丸玄光院公園の北側です。この場所は2以上の水管等の埋設道路に接し、かつ、500m以内に2以上の教育、医療施設等があるため第3種要件の農地であると判断されます。 よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>事務局より説明がありました。議案19号の案件についてご意見をいただきたいと思ひます。案件についてご意見はございませんか 発言のある方は挙手お願いします</p>
高原委員	<p>一つ質問があります。P30ページの白い部分はどのような状況</p>

事務局	<p>になっているのか。</p> <p>農振白地ということになります。これについては吉富町農業振興地域整備計画が設定された当初から加入していない農地と、農振除外されているが駐車場等で雑種地の地目の場合があります。</p>
瀬口委員 事務局	<p>農振白地については、転用の場合農業委員会にかけるのか。</p> <p>農振白地は、農振は外れているがあくまで農地であるので転用の場合は農業委員会にかけなければなりません。</p>
是木会長 各委員 是木会長	<p>他に何かご意見はありませんか。</p> <p>(質疑等なし)</p> <p>それでは、議案第19号につきまして、除外に特段の問題なしということで、書面としては「2以上の水管等の埋設道路に接し、かつ、500m以内に2以上の教育、医療施設等がある農地であり除外については支障ないものと認める」との意見具申をおこなってよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。</p>
各委員 是木会長	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第19号につきましては先程の意見を具申したいと思います。</p>
豊田委員	<p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p> <p>別府地区の水田で街灯の光による稲穂の障害があるみたいだが何か対応するのか。</p>
事務局	<p>今後他の場所に街灯の高所作業車が来る予定なので、そのときに遮光対策作業を行う予定にしています。</p>
是木会長	<p>それとKの転用の件ですが、9月3日付で県の許可が下りています。今後地元説明会を行うということです。</p> <p>(その他各地区内での情報交換)</p> <p>その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>予定どおり、10月10日(木)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。</p>
各委員 是木会長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、これをもちまして平成25年第9回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>
<p>10時48分 閉会</p>	